

季節労働者向け

危険物取扱者

乙種
第4類

試験準備講習

対象の
季節労働者の方は
受講料無料

危険物取扱者(乙種第4類)とは、危険物の取り扱い・立ち会いを行う資格です。乙種第4類は引火性液体(ガソリン・灯油・軽油など)を扱い、各類の中で取得者数及び社会的需要が最も多い資格です。

準備講習

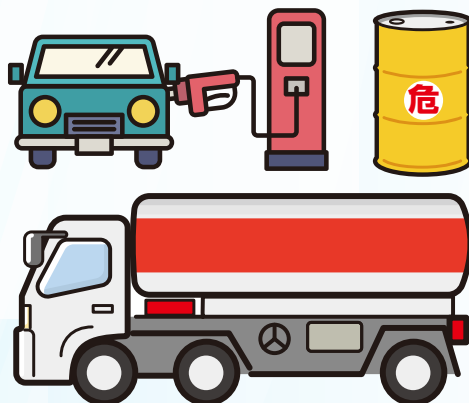
出題難易度の高い項目の重点的整理・試験勉強のコツ・最近の出題傾向を踏まえた模擬問題など、効果の高い講習を行います。

- ・危険物に関する法令
- ・基礎的な物理学及び化学
- ・危険物の性質並びにその火災予防及び消火方法
- ・練習問題

ガソリン
スタンド
運用

タンク
ローリー
乗務

有機溶剤
を扱う
工場業務



日時 2024.1/16火~17水
9:00~17:00

会場 北見芸術文化ホール
北見市泉町1丁目3-22

受託実施 北見地区危険物安全協会
北見市寿町2丁目1-28 北見地区消防組合消防本部内

申込締切 2024.1/9火

- 危険物取扱者試験(乙種第4類)を受講される方を対象とした講習です。
 - 受講料には講習で使用するテキスト代・例題集代を含みます。
- ※試験の詳細は試験願書、または(一財)消防試験研究センターのホームページ等でご確認ください。試験手数料は自己負担になります。

対象

北見市・訓子府町・置戸町に住民登録されている、下記の①~③のいずれかに該当する方。

- ①現在、雇用保険の『短期雇用特例被保険者』として雇用されている方。
- ②離職者で、直前の離職に係る雇用保険が『短期雇用特例被保険者』であった方。
- ③離職者で、直前の離職に係る雇用保険は一般被保険者であったが、その受給資格を有せず、かつ、前々職に係る雇用保険が『短期雇用特例被保険者』であった方。

※②は前職、③は前々職を令和4年4月1日以前に離職した方を除く。

お申込み
お問い合わせ

北見地域季節労働者通年雇用促進協議会

TEL/FAX 0157-25-1248 平日 8:45~17:30 (土日祝、12/29~1/3を除く)

〒090-0040 北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル 5階 <https://kitami-tunenkoyo.jp/>

